

## 社会保険の適用拡大に関する Q & A

**Q 1** 今は配偶者の扶養に入っています。パートで働いていますが、社会保険に加入すると手取りが減るので入らなくてもよいのでしょうか。

**A 1** 要件に当てはまる方は必ず加入です。

任意の仕組みではありませんので、要件に当てはまる方は、必ず加入していただくことになります。月々、賃金に応じて保険料を支払っていただくこととなりますが、働くことができなくなった老後に年金が増えるなど、給付がより厚くなるという加入のメリットがあります。



**Q 2** 新たに社会保険の適用になった場合、必要な手続きはありますか。

**A 2** 基本的に会社を通じて行いますが、一部ご自身で行う手続きもあります。

必要な事務手続きは、基本的に会社を通じて行いますので、お勤めの会社のご担当者にご確認ください。保険証は新たに加入する健康保険の保険者から発行されることになります。

なお、当組合の健康保険にご家族（被扶養者）として加入していた場合は当組合の資格を失いますので、ご家族の会社を通じて扶養から抜ける手続きを行ってください。



**Q 3** 社会保険に加入する具体的なメリットは何ですか？

- A 3**
- ・厚生年金加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます
  - ・ケガや出産で仕事を休まなければならない場合に給付を受けられます（傷病手当金、出産手当金）
  - ・保険料はあなたが支払った同額を会社も支払っています＝将来の年金支給額増加につながります



**Q 4** 配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当（家族手当等）はどうなりますか？

**A 4** 配偶者がお勤めの会社にお問い合わせください。



**Q 5** 現在、年収 130 万円を超えないよう、就業時間を抑えて働いています。年収 130 万円の基準が年収 106 万円（月収 88,000 円）になるのでしょうか。

**A 5** いいえ、違います。

今回の改正は、要件を満たした方が国民年金・国民健康保険ではなく、厚生年金保険・健康保険に加入するというものです。年収 130 万円の被扶養認定基準は、自身で保険料を支払うか支払わないかの基準で、今回これに変更はありません。また、年収 130 万円未満であっても加入対象にあてはまる場合には、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

なお、雇用保険の取扱いも同様であるため、週 20 時間未満で勤務する場合は、厚生年金保険・健康保険に加入できないだけでなく、雇用保険にも加入できないこととなりますので注意してください。



**Q 6** 将来的には、さらに社会保険の加入対象は広がっていくのですか。

**A 6** 今後、検討が進められます。

社会保険の対象範囲については、平成 31 年 9 月までに、さらに検討を進めることが法律で決まっています。